

## 平成 24 年度公募にかかる応募書類の作成・提出等について

### 研究計画調書の作成・提出等について

- I. 応募書類の承認（提出・送信）期限等
- II. 電子申請手続き
  1. 電子申請手続きの概要
  2. 操作手引き等
  3. 応募者が行う手続き
  4. 研究機関が行う手続き（承認・却下）
- III. 応募内容ファイルについて

# 研究計画調書の作成・提出等について

## I. 応募書類の承認（提出・送信）期限等

「特別推進研究」、「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究A・B」及び「新学術領域研究」の応募書類の承認（提出・送信）期限は、下記のとおりです。この期限より後に承認（提出・送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

また、応募書類の承認（提出・送信）後に、研究計画調書等の訂正、再提出等を行うことはできません。

なお、応募書類承認（提出・送信）期限の前日の時点で「所属研究機関が未承認の研究課題等」(注1)が残っていた場合、日本学術振興会より、確認を依頼する電子メールがe-Radに登録された所属研究機関担当者（e-Rad事務代表者）のアドレスに送信されます。

このため、全ての応募書類の承認（提出・送信）を済ませ手続きが完了した場合であっても、e-Radに登録されたアドレスにこのメールが届いていないかどうか、締切り前に必ず確認してください。

(注1)「所属研究機関が未承認の研究課題等」とは、応募者（研究代表者）から所属研究機関担当者に領域計画書、研究計画調書、応募情報が提出されているものの、当該研究機関による承認又は確認手続きが完了していない状況を指します。

| 日 時   | 研究代表者の行う手続き   | 研究機関が行う手続き   |
|---|---|--|
| 平成23年<br>～8月31日(水)                                |   | ア) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) 運用担当からe-Radの「研究機関用の電子証明書及びID・パスワード」を取得（既に取得済の場合を除く）(注2)<br>※ID・パスワードの発行に2週間程度必要。 |
| 9月1日(木)～<br>公募開始                                  | ①所属する研究機関から付与された府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の「ID・パスワード」により、電子申請システムにアクセスし、応募書類を作成<br>↓<br>②所属する研究機関が設定する提出（送信）期限までに、当該研究機関に応募書類を提出（送信） | イ) e-Radへの研究者情報の登録等<br>ウ) 研究代表者に「ID・パスワード」を発行（既に発行済みの場合を除く）  |
| 10月7日(金)  |   | ◎ガイドラインに基づく体制整備等の自己評価チェックリストの提出期限  |
| 10月13日(木)   |   | ◎東日本大大震災の影響に係る状況報告書(様式U-2)提出期限   |
| <b>11月10日(木)</b><br><b>午後4時30分</b><br><b>提出期限</b> |   | ◎応募書類の承認（提出・送信）期限  |

(注2) e-Rad電子証明書には有効期限があり、発行日より3年間となっていますので、注意が必要です。現在使用しているe-Rad電子証明書の有効期限を確認し、有効期限が近づいている、もしくは有効期限が切れている場合は、必ず更新手続き等を行ってください。e-Rad電子証明書の有効期限の確認方法や、更新手続き等の方法については、e-Radホームページ「電子証明書更新」によりご確認ください。  
(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/certificate/index.html>)

※ 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) にかかる手続き、ガイドラインに基づく体制整備等の自己評価チェックリストの提出にかかる手続き等については、公募要領の該当ページ (P40～41 (文)、P56～59 (学)) 等も参照してください。